

但シ臨時休業日数ノ豫告ノ場合ノ貸金支給ハ十五日間ヲ限度トス

再ニ回答

兼テ専攻中ノ永続年当ノ所金ハ全部拂戻ニ應メト
但シ計算方法ハ改定當時ノ年以去ノ期限者ニ限リ
旧規策書ニ基テ勸続年限ヲ月割トシ之ヲ支給ス
大正十三年九月廿九日

振洲種製造業組合 (印)

情報部

兵發勞務第一四八〇部

大正十三年十月三十一日

兵庫縣知事 平塚廣義

總務課長 信

内務大臣 若槻禮次郎殿

社會局長官 池田宏殿

警視總監 太田政弘殿

大阪京都和歌山岡山

各府縣知事 殿

薩製糖主要求書提出問題解決ニ

関スル件

薩製糖職立力待遇改善ニ関スル要求書提出對

第 10.24 号
第 577 号